

# 令和7年度 財政援助団体等監査報告

## 1. 監査の対象

今回の監査は、令和6年度に公の施設の管理運営を指定管理制度により行った4施設の所管部課及び市が財政的援助を与えた3団体（補助金3本）を対象として実施したものである。

### (1) 公の施設の指定管理者監査

- ① 根室市福祉会館 (所管部課：健康福祉部社会福祉課)
- ② 根室市老人福祉センター、根室市第二老人福祉センター (所管部課：健康福祉部介護福祉課)
- ③ 根室市白鳥台センター (所管部課：水産経済部商工労働観光課)

### (2) 補助団体等監査

- ① 北方領土返還要求根室市民大会実行委員会 (北方領土返還要求根室市民大会開催事業補助金)
- ② 根室市交通安全指導員会 (根室市交通安全指導員会補助金)
- ③ 根室市学校給食協会 (根室市学校給食事業補助金)

2. 監査の期間 自 令和8年 2月16日

至 令和8年 3月 6日

3. 監査の場所 監査委員事務局

4. 監査執行者 根室市監査委員 宮野 裕 行

根室市監査委員 五十嵐 寛

## 5. 監査項目

### (1) 公の施設の指定管理者監査

- ① 指定管理者の指定手続の適否
- ② 利用料金制の採用の有無とその適否
- ③ 管理に関する協定等の締結の適否
- ④ 管理に関する経費の算定等の適否
- ⑤ 事業報告書の点検の適否

## (2) 補助団体等監査

- ① 補助事業の目的に添った執行の当否
- ② 補助に係わる経理内容の適否
- ③ 補助条件、その他補助に関する契約内容の適否
- ④ 補助金の額の当否
- ⑤ 補助事業の効果の当否

## 6. 監査の結果及び意見

各財政援助団体・所管部課から提出された関係書類及び諸帳簿に基づくほか、担当より所要の説明を受けるなど、個別監査基準における通査の方法をもって監査を実施した。

その結果、出資団体及び補助団体（所管部課）における出納その他の事務・事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、指定管理者（所管部課）における事務・事業の執行についても、適正に処理されていると認められた。

しかし、一部において、事務処理の改善を要するものがあるので、速やかに改善されるとともに効率的な執行について、一層の努力を望むものである。

今回対象とした出資団体及び補助団体別の監査の概要については、別紙のとおりである。

# 令和7年度 財政援助団体等監査個別事項

## 1. 公の施設の指定管理者監査

### ① 根室市福社会館（所管部課：健康福祉部社会福祉課）

#### 【指摘事項】

- ・ 根室市福社会館管理業務協定書において、頭書に記載の協定を締結する根拠条例が、「根室市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年根室市条例第1号）第8条」となっているが、正しくは、「同条例（平成17年根室市条例第1号）第8条」であるので、協定書の作成にあたっては、確認を徹底されたい。【前回指摘事項】
- ・ 指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託する場合において、協定書第8条ただし書の規定に基づき承認を受けることとされており、実際に承認処理は行われているが、一部の委託業務で承認申請がなされていない事例があるので、漏れなく申請を行うよう指定管理者に対し指導されたい。【前回指摘事項】
- ・ 指定管理者の予算の執行において、根室市福社会館施設指定管理者の仕様書10.（1）①では「管理運営は、予算の各費目の金額内で執行すること。ただし、市と協議のうえ流用することができる。」と記載されているが、予算の流用について、市と指定管理者で協議が行われた記録がないまま流用されているので、仕様書の内容を改めて確認のうえ、指定管理者に対し適切に指導されたい。
- ・ 収支決算内訳書において、管理業務費は年度協定書第2条第2項に基づき、市から年4回（4月、7月、10月、1月）支払われているが、毎月収入があるように記載されており、各月の収入合計及び収支差額の記載についても誤りが生じていることから、年度協定書の内容を改めて確認のうえ、提出書類について市においても十分に確認を行い、書類の整備が図られるよう、指定管理者に対し適切に指導されたい。【前回指摘事項】
- ・ 仕様書10.（1）②には、「指定管理者が小破修繕、補修工事を行った場合は、内容、費用等がわかる書類を添付した報告書を作成し、月報と併せて報告すること。」と規定されているが、当該報告がなされていないことから、仕様書の内容を改めて確認のうえ、報告義務の履行状況について市においても十分に確認を行い、必要書類の整備が図られるよう、指定管理者に対し適切に指導されたい。【前回指摘事項】

② 根室市老人福祉センター、根室市第二老人福祉センター

(所管部課：健康福祉部介護福祉課)

**【指摘事項】**

- ・ 仕様書別表1の「施設設備の損傷」欄において、管理上の瑕疵によるもの以外の損傷については市と指定管理者の協議事項としているが、「公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する事務処理規程」第10(8)⑨ア)リスク分担表においては、管理上の瑕疵によるもの以外の損傷で1件10万円を超える場合は、市が補修するものとしており、事務処理規程との整合性が取れていないので是正されたい。 **【前回指摘事項】**
- ・ 予算の流用において、仕様書10.(1)①では「管理運営は、予算の各費目の金額内で執行すること。ただし、市と協議のうえ流用することができる。」と記載されているが、市と指定管理者での協議の記録がなく流用が行われているので、仕様書10.(1)①に基づき適正に事務処理されたい。 **【前回指摘事項】**
- ・ 指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託する場合には、協定書第8条ただし書きの規定により市の承認を得る必要があるが、第三者委託に係る承認手続きがなく委託が行われているので、協定書に基づき適正に承認手続きを実施されたい。

③ 根室市白鳥台センター (所管部課：水産経済部商工労働観光課)

**【指摘事項】**

- ・ 根室市白鳥台センター指定管理者の仕様書10.(1)②には、「指定管理者が小破修繕、補修工事を行った場合は、内容、費用がわかる書類を添付した報告書を作成し、月報と併せて報告すること。」と規定されているが、当該報告がなされていないことから、仕様書の内容を改めて確認のうえ、報告義務の履行状況について市においても十分に確認を行い、必要書類の整備が図られるよう、指定管理者に対し適切に指導されたい。 **【前回指摘事項】**
- ・ 指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託することは、協定書第9条の規定に基づき、市が特に認めた場合に限り可能であるが、再委託の承認を求める書類の提出がなされずに委託しているので、協定書の内容を改めて確認のうえ、指定管理者に対し適切に指導されたい。 **【前々回指摘事項】**

## 2. 補助団体等監査

### ① 北方領土返還要求根室市民大会実行委員会

(北方領土返還要求根室市民大会開催事業補助金

／所管部課：北方領土・国際交流部北方領土対策課)

#### 【指摘事項】

- 令和6年度実行委員会議案における令和5年度決算書において、収入と支出の差引額86円を令和6年度に繰り越すこととしているが、当該内容が補助金等交付申請書に添付の収支予算書に反映されていないので、前年度決算内容を踏まえた適正な予算書を作成されたい。
- 令和5年度事業の決算後から令和6年度事業の決算時までに預金利子を原資とする預金残高269円が生じているが、補助事業等実績報告書に添付の収支決算書では当該残高を歳入として記載していないことから帳簿外の資金が生じている状態となっているので、その取扱いについて適切な措置を講じられたい。

### ② 根室市交通安全指導員会

(根室市交通安全指導員会補助金／所管部課：市民生活部社会福祉課)

#### 【指摘事項】

- 会費の納入方法について、会則では「毎月事務局へ納入する」と規定されているが、実際の運用では、内規等により前期6か月分3,000円、後期6か月分3,000円を、支給する行動費から半期ごとに天引きする取扱いとしている。  
7月23日付で退会している会員の会費について、納入済み前期分のうち、退会後に相当する8月分及び9月分(計1,000円)が還付されていない。  
会則では毎月納入を原則としていることから、退会後の期間に係る会費の還付が行われていない現状は、会則との整合性の観点から適切とは言い難いので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。  
あわせて、会費の納入方法について、現行の半期一括天引きの運用を継続するのであれば、その位置付け及び退会時の精算方法について整理し、会則上明確にするなど、会則と運用の整合性を図られたい。

### ③ 根室市学校給食協会

(根室市学校給食協会補助金／所管部課：教育委員会教育総務課)

#### 【指摘事項】

- 補助事業実績報告書に添付の決算書において、決算内容は歳入・歳出ともに同額、繰越金なしとなっているが、令和7年度評議員会議案にある令和6年度給食事業会計決算書では527,946円の繰越金が発生しており、双方の決算数値を突合したところ、食材費決算額において繰越額と同額の527,946円の差異が見られ、市に対して不自然な決算報告が行われているので、今後は提出前に内容を十分確認のうえ報告されたい。